

平成30年第2回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 舘 山 善 也

副委員長 渡 部 伸 広

1 開催日 平成30年6月19日（火曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第100号 青森市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第104号 青森市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 青森市りんご貯蔵選果施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第107号 青森市幸畑墓苑条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	館山善也	委員	中村節雄
副委員長	渡部伸広	委員	藤原浩平
委員	藤田誠	委員	渋谷勲
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	中田靖人		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	成 田 一 二 三	農 林 水 産 部 次 長	永 澤 治
市 民 部 長	坪 真 紀 子	農 林 水 産 部 次 長	佐々木 秀 文
経 済 部 長	堀 内 隆 博	農 林 水 産 部 参 事	三 浦 大 延
経 済 部 理 事	百 田 満	農 林 水 産 部 参 事	鳥谷部 勝 男
農 林 水 産 部 長	梅 田 喜 次	教 育 委 員 会 事 務 局 浪 岡 教 育 事 務 所 長	山 内 秀 範
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	工 藤 裕 司	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	奥 崎 文 昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	佐々木 淳	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	葛 西 俊 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	舘 田 一 弥	市 民 協 働 推 進 課 長	杉 山 潔
市 民 部 次 長	加 福 理 美 子	経 済 政 策 課 長	中 村 敦 史
市 民 部 参 事	太 田 綾 子	農 業 政 策 課 長	小 笠 原 訓 史
経 済 部 次 長	工 藤 健 志	関 係 課 長 等	
経 済 部 次 長	横 内 信 満		

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	山 田 達	議 事 調 査 課 主 査	野 宮 洋 子
---------------	-------	---------------	---------

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第100号「青森市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第100号「青森市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、お手元に配付しております資料に沿って説明申し上げます。

配付資料1をごらんください。条例改正に係る概要について記載しております。

現在、本市の就学指導委員会は、専門的知識を有する者20名以内で組織し、障害のある者に係る適切な就学先について調査審議し、その結果を教育委員会に具申するために設置されているものであります。このたびの条例改正は、就学指導委員会委員の任期の変更に伴い、現在の審議対象者及び審議内容の実情に即した内容に変更するとともに、あわせて名称を就学指導委員会から教育支援委員会に改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

主な改正内容につきましては、資料記載のとおり、審議対象者、審議内容及び名称変更となっておりますが、詳細につきましては、配付資料2の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

まず、題名についてであります。現在の委員会が、適切な就学先のみならず必要な教育的支援についても調査審議及び意見を具申する機能を有しておりますことから、これを組織名称として示すため、「青森市就学指導委員会条例」から「青森市教育支援委員会条例」に改めるものです。また、本条例の趣旨を規定している第1条においても、同様に組織名称を改めるものです。

次に、第2条につきましては、現在の委員会が教育委員会へ意見を具申している児童・生徒の中には、市立小・中学校だけではなく特別支援学校に在学している児童・生徒も含まれておりますことから、第2号中「市立小中学校」の下に「又は特別支援学校」を加えるものです。

次に、第3条につきましては、1つには、現在の委員会での調査審議の対象者の中には障害の疑われる者も含まれており、これについては法令上規定されていないため、学校教育法施行令の規定に基づくとする部分の文言を削るもの、2つには、現在の委員会の実情に即し、適切な教育についての調査審

議の対象者の範囲を広げていることを明らかにするため、「障害のある者に係る当該障害の状態に応じた」を「教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した教育を受けさせることが適当であると認める者に係る」に改めるもの、3つには、題名及び第1条と同様、組織名称を改めるものとなっております。

次に、第4条につきましては、第1項第1号において「学校教育法施行令」の下に政令番号を加えるほか、同項第2号、第3号及び第2項において、現在の委員会の審議内容が単に障害の状態のみならず教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して調査審議及び具申している審議内容となっている実情に即し、「障害の状態に応じた」を「障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した」に改めるとともに、全体の文言調整の関係から「又は就学指導」を削っております。

次に、第5条につきましては、委員会の組織等を規定しておりますが、委員について規定している第2項第4号を、実情に即し「その他障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した適切な教育に関する専門的知識を有する者」と改めるものです。

最後に、附則についてであります。本改正条例の施行期日は平成30年8月1日とし、また、あわせて青森市特別職の職員の給与に関する条例及び青森市費用弁償条例の中に規定される就学指導委員会委員の名称につきましても、教育支援委員会委員に改めることとしております。

以上、議案第100号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。失礼しました。先ほど、任期の変更と申し上げたところでありましたけれども、正しくは任期の更新ということで訂正させていただきます。

よろしくお願いたします。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号「青森市承認企業立地計画に従って設置される施設に

係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 議案第 104 号「青森市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 104 号関係資料 1 をごらんください。

「1 改正の概要」についてであります。本市では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法に基づき、県知事の承認を受けて工場の新設等——これを特定事業といっておりますが、これを行う事業者について、平成 20 年に青森市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例を定め、固定資産税を 3 カ年度免除する措置を講じているところで

す。企業立地促進法が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に改正されたことに伴い、県が中心となって同法に基づく基本計画を策定したことを踏まえ、本市において、県知事の承認を受けて地域経済牽引事業のために施設を設置する事業者について固定資産税を免除する措置を講ずるため、条例改正を行うものです。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

「2 主な改正内容」のとおり、条例の題名を、「青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例」に改め、対象事業者を、地域経済牽引事業のための施設で省令に規定する要件に該当するものを促進区域内に設置した事業者に改めるものです。

詳細につきましては、議案第 104 号関係資料 2 の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

先ほど御説明いたしました法律改正に伴い、新旧対照表の下線でお示ししているとおり、第 1 条では、引用している法律名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改めるとともに、「承認企業立地計画」を「承認地域経済牽引事業」に、第 2 条では、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「同意集積区域」を「促進区域」に改めるなど、主に法令の改正箇所の引用部分を改めるものです。

第 4 条につきましては、課税免除の申請期限について、償却資産の申告期限と整合を図るため、「一月末日」に改めるものです。

最後に、附則であります。本改正条例の施行期日は公布の日とし、課税

免除については平成30年3月28日から適用するものとしております。また、経過措置といたしまして、改正前の条例に基づく固定資産税の免除については、なお従前の例によるものとしております。

以上、議案第104号「青森市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**館山善也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、藤原委員。

○**藤原浩平委員** 従前の企業立地促進法と、それから地域経済牽引事業の促進云々というこの法律の中身は、どこかが違ったものなんですか。

○**館山善也委員長** 経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 従前の企業立地の促進等による地域における云々という法律は、産業の集積の形成及び活性化というものを目的としていましたが、今回のものは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対し相当の経済効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進が目的ということになっていて、地域の特性を活用したその事業が目指す経済波及効果に着目するという内容になっています。具体的には、従前の計画では、県が津軽地域と県南地域に分けて、それぞれの地域の特性を勘案した事業に分けて計画をつくっていました。それを今回、県内を全県一本にして、新たに計画をつくり直してその対象となる分野などを定めているということです。ただ、その固定資産税の免除とかの内容等については、余り変わりがなく、対象となる事業などが追加されたような格好になっています。

○**館山善也委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** それで、その対象となる企業が変更になったりすることがあるんですか。今までと同じような企業——対象企業としては、変わりはないのかどうか。

○**館山善也委員長** 経済部長。

○**堀内隆博経済部長** 先ほども言いましたように、これまで県——もともと、県の計画で承認されたものが対象になりますけれども、県の計画というものが、先ほど言ったように津軽地域と南部地域とで別々になっていて、それぞれ重点的に対象とする事業というものも違っていました。それが今回、全県一本にして網羅するような形になりましたので、今まで津軽地域のほうに入っていた青森市は、対象事業といいますか、対象の企業としては分野が広がることになります。

○**館山善也委員長** よろしいですか——ほかに御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 105 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 議案第 105 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 105 号関係資料 1 をごらんください。

「1 改正の概要」であります。本市では、平成 28 年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、地域再生法に基づき県が策定した地域再生計画に定める地方活力向上地域において県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設等を行う事業者について、固定資産税を 3 カ年度不均一課税とする措置を講じているところです。

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方公共団体が不均一課税を行った場合に国が行う地方交付税による減収補填措置が 2 年間延長されたことから、本市の固定資産税の不均一課税の措置を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する等のため、所要の改正を行うものです。

「2 主な改正内容」につきましては、第 2 条で定められている期間を、「平成三十年三月三十一日までの間」から「平成三十二年三月三十一日までの間」に延長するものです。

「3 施行期日」につきましては、公布の日から施行し、県知事の認定を受けるべき期間の延長については、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものです。

また、このほか、関係法令の改正による条項のずれなどに伴う所要の改正を行う箇所につきましても、議案第 105 号関係資料 2 の新旧対照表の下線でお示ししているとおりで。

以上、議案第 105 号「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館山善也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号「青森市りんご貯蔵選果施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○**梅田喜次農林水産部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 106 号「青森市りんご貯蔵選果施設条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

これまで市からの指定管理料により管理運営を行ってきた青森市りんごセンターについては、昨年度実施された包括外部監査において、有効かつ効率的な運用とするため、利用料金制への移行など運用形態の再検討を求める意見が示されたところです。このことから、平成 31 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が満了となり、平成 31 年度以降の指定管理者を今年度選定するに当たり、改めて施設の性格や実態等を考慮の上総合的に検討した結果、指定管理者の創意工夫が発揮され、一層の利用率の向上が期待できることから、当該施設の利用料金を財源として管理運営をしていただく利用料金制を導入することとし、所要の改正を行うものであります。

具体的な条例の改正の内容は、新旧対照表で御説明申し上げます。資料の 2 ページをごらんください。

まず、第 11 条については、これまで当該施設の管理は指定管理者に行わせることとしていたところですが、市が直接管理する場合にも対応できるように改めるものです。

次に、第 13 条については、新たに指定管理者に係る利用料金について規定したものであり、第 1 項から第 3 項までについては、利用料金を指定管理者の収入とするため規定するものです。また、第 4 項については、利用料金の金額を社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に変更できるよう、設定範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることを規定するものです。

次に、資料の 3 ページをごらんください。

第 14 条については、市長が特別の理由があると認めるときは指定管理者が利用料金を減免することができることを規定するものです。

このほか、利用料金に関する条項の追加に伴い、改正前は第 13 条から第 15 条までに規定していた損害賠償、原状回復、委任に関する条項を第 15 条から第 17 条までに繰り下げるとともに、第 16 条第 2 項において、使用者が原状回復義務を履行しないときは、指定管理者のほか市長が原状回復できるよう改めるものです。

なお、利用料金に関する条項の追加に伴い、使用料の額を定めた別表について、改正前は「第七条」としていたものに、資料記載のとおり「第十三条」を加えるものです。

最後に、施行期日については、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「青森市幸畑墓苑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 107 号「青森市幸畑墓苑条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 107 号関係資料 1 をごらんください。

「1 改正の概要」につきましては、現在、指定管理者制度により管理運営を行っております青森市幸畑墓苑について、平成 31 年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の審査結果を踏まえ、当該施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するための条例改正を行うものであります。

「2 主な改正内容」につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

議案第 107 号関係資料 2 をごらんください。

まず、第 8 条につきましては、資料館の展示室を観覧しようとする者の定義づけがなされていなかったため、「観覧者」と定義づけするものです。

次に、第 12 条につきましては、これまで当該施設の管理は指定管理者のみに管理させることとしていたところですが、市でも管理できるよう改めるものです。

第 14 条につきましては、新たに利用料金について規定するものであり、第 1 項から第 3 項までについては、利用料金を指定管理者の収入とするため規定するものです。

資料 2 ページをごらんください。

第 4 項につきましては、利用料金の金額を社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に変更できるよう、指定管理者が市長の承認を得て定めることと規定するものです。

第 15 条につきましては、市長が特別の理由があると認めるときは利用料金を減免することができるものと規定するものです。

利用料金について規定する第 14 条及び第 15 条の追加に伴い、改正前は第 14 条から第 19 条までに規定していた原状回復義務、損害賠償、過料、委任に関する条項を第 16 条から第 21 条までに繰り下げるとともに、第 16 条第 2 項においては、使用者が原状回復義務を履行しないときは、指定管理者のほか市長が原状回復できるよう改めるものです。

資料 3 ページをごらんください。

使用料及び観覧料を定めた別表第 1 及び別表第 2 につきまして、新たに「第十四条」を加えるものです。

最後に、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上、議案第 107 号「青森市幸畑墓苑条例の一部を改正する条例の制定について」慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○館山善也委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)